# 第6章

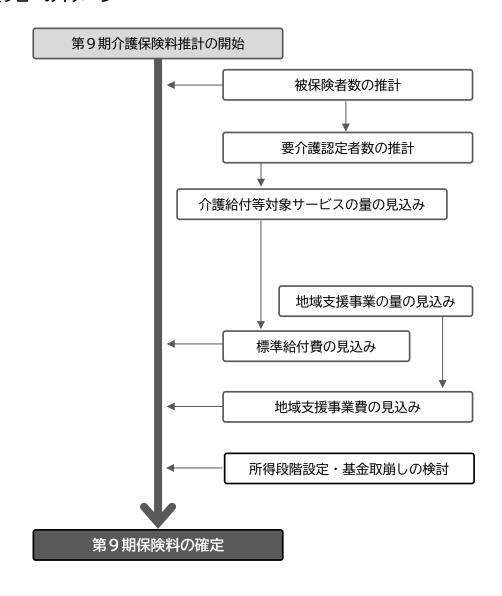
介護保険料の考え方

# 第6章 介護保険料の考え方

# 1 介護保険料の算定方法

第9期の第1号被保険者の介護保険料は、各種推計値や中長期的な見込みに基づいて、今後、介護保険制度を運用するために必要な費用を算出して決定します。

### ■算定フローのイメージ



# 2 量の見込み

第9期の介護給付等サービスの量の見込みについては、国から提供された地域 包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用し、利用実績や基盤整備の 方針などをもとに、利用者数の増減を勘案して推計しました。

### (1)介護保険サービス

# ①居宅サービス・介護予防サービス

利用人数(人/月)

	第8期実績			第9期計画(見込)			(参考)
項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22 年度
訪問介護	1,332	1, 449	1, 489	1,541	1,588	1,651	2,082
訪問入浴介護	97	110	102	109	116	127	176
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	503	554	626	662	693	731	931
介護予防訪問看護	63	52	44	51	57	62	70
訪問リハビリテーション	387	395	413	427	440	459	586
介護予防訪問リハビリテ ーション	87	82	70	74	79	80	92
居宅療養管理指導	1,639	1,814	2,036	2, 146	2, 249	2, 379	3,054
介護予防居宅療養管理指 導	134	127	133	156	186	206	232
通所介護	1,905	2,019	2, 117	2, 217	2,310	2, 412	2,992
通所リハビリテーション	591	614	607	636	658	687	870
介護予防通所リハビリテ ーション	138	132	135	141	146	152	174
短期入所生活介護	339	373	412	445	476	517	675
介護予防短期入所生活介 護	6	5	6	11	11	11	13
短期入所療養介護	60	48	39	48	57	64	90
介護予防短期入所療養介 護	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	2,654	2,808	2,930	3,050	3, 128	3, 248	4, 123
介護予防福祉用具貸与	626	642	667	683	711	726	821
特定福祉用具販売	49	46	47	52	57	60	76
特定介護予防福祉用具販 売	13	10	15	16	17	19	22
住宅改修	36	33	39	43	48	50	64
介護予防住宅改修	15	15	18	19	19	22	25
特定施設入居者生活介護	467	532	603	652	689	720	857
介護予防特定施設入居者 生活介護	83	67	62	69	77	86	99

※令和5年度は見込み

# ②地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

利用人数(人/月)

認知症対応型通所介護 9		令和 5年度 14 1 596 9	第9 令和 6年度 18 1 619	期計画(見 令和 7年度 22 1 641 14	令和 8年度 26 1 668	(参考) 令和 22 年度 36 2 850
3年度   4年   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2	度 18 1 575 7	5年度 14 1 596 9	6年度 18 1 619	7年度 22 1 641	8年度 26 1 668	22 年度 36 2 850
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 18 7 1	18 1 575 7	14 1 596 9	18 1 619	22 1 641	26 1 668	36 2 850
問介護看護	1 575 7	1 596 9	1 619	1 641	1 668	2 850
地域密着型通所介護 568 5 認知症対応型通所介護 9	575 7	596 9	619	641	668	850
認知症対応型通所介護 9	7	9				
<b>介護</b> 予防認知症対応刑通	-	·	13	14	1 -	
<b>企業予防認知症対応刑</b> 通	0	_			15	20
所介護 0		0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護 38	39	86	101	125	154	208
介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0
<b></b>	222	241	262	281	297	351
介護予防認知症対応型共 同生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居 者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅 介護	44	51	60	69	95	124

※令和5年度は見込み

### ③施設サービス

利用人数(人/月)

	第8期実績			第9期計画(見込)			(参考)
項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22 年度
介護老人福祉施設	1, 137	1, 168	1, 175	1, 271	1,377	1,403	1,684
介護老人保健施設	649	668	678	697	715	732	987
介護医療院	10	14	12	13	14	15	19
介護療養型医療施設	4	4	5				

<sup>※</sup>令和5年度は見込み

※介護療養型医療施設は設置期限が令和6年3月末までとなっています。

# ④居宅介護支援・介護予防支援

利用人数(人/月)

	第8期実績			第9期計画(見込)			(参考)
項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22 年度
居宅介護支援	4, 341	4,560	4, 740	4, 914	5,061	5, 242	6, 559
介護予防支援	809	805	812	833	866	888	1,010

※令和5年度は見込み

# (2)地域支援事業

利用人数(人/月)

	第8期実績			第9	(参考)		
項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22 年度
介護予防訪問介護	415	373	464	466	467	469	561
訪問型サービスA	9	7	9	11	13	17	47
介護予防通所介護	870	903	1, 123	1, 202	1, 286	1, 376	2, 130
通所型サービスA	67	64	80	86	92	99	155

<sup>※</sup>令和5年度は見込み

# 3 給付費の見込み

本計画期間における給付費の見込み額は、次のとおりとなります。

# (1)総給付費の見込み

# ①介護給付費の見込み

単位:千円

<b>活</b> 日	<b>公印(左连</b>	<b>A知己左连</b>	単位:十円
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス			
訪問介護	1, 230, 857	1, 261, 260	1, 320, 577
訪問入浴介護	92, 118	98, 141	107, 493
訪問看護	363, 676	380, 432	401,667
訪問リハビリテーション	204, 207	210, 618	219, 710
居宅療養管理指導	383, 994	402, 262	425,530
通所介護	2, 219, 536	2, 309, 770	2, 420, 571
通所リハビリテーション	652,650	675,040	706,034
短期入所生活介護	681,164	723, 102	782, 911
短期入所療養介護	61,775	73, 455	82, 788
福祉用具貸与	516,651	528, 469	551, 105
特定福祉用具販売	20, 570	22, 503	23, 731
住宅改修	47, 028	52, 621	54, 722
特定施設入居者生活介護	1, 657, 470	1, 755, 787	1,836,390
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	39, 893	47, 568	56, 314
夜間対応型訪問介護	273	273	273
地域密着型通所介護	684, 621	707, 612	740, 951
認知症対応型通所介護	19,666	21,602	23, 513
小規模多機能型居宅介護	276, 640	337, 226	408,609
認知症対応型共同生活介護	859, 702	922, 839	975, 935
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	220, 623	248, 290	325, 359
施設サービス			
介護老人福祉施設	4, 191, 943	4, 548, 279	4, 632, 641
介護老人保健施設	2, 660, 323	2, 732, 308	2, 798, 383
介護医療院	65, 644	70,842	75, 765
居宅介護支援	930, 615	958, 562	993, 836
介護給付費計(小計)	18, 081, 639	19, 088, 861	19, 964, 808

# ②予防給付費の見込み

単位:千円

	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介	護予防サービス			
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	19,017	21, 266	23, 208
	介護予防訪問リハビリテーション	29, 219	31, 229	31, 636
	介護予防居宅療養管理指導	23, 055	27, 524	30, 485
	介護予防通所リハビリテーション	63, 862	66, 351	69,040
	介護予防短期入所生活介護	5, 220	5, 227	5, 227
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	47, 294	49, 146	50, 209
	特定介護予防福祉用具販売	5, 429	5, 794	6, 455
	介護予防住宅改修	20, 571	20, 571	24, 006
	介護予防特定施設入居者生活介護	69, 257	77, 562	86, 501
地	域密着型介護予防サービス			
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介	護予防支援	47, 852	49, 811	51,077
	予防給付費計(小計)	330, 776	354, 481	377, 844

# ③総給付費の見込み

単位:千円

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付費計	18,081,639	19, 088, 861	19, 964, 808
予防給付費計	330,776	354, 481	377, 844
総給付費	18, 412, 415	19, 443, 342	20, 342, 652

# (2)標準給付費の見込み

単位:千円

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額			
総給付費	18, 412, 415	19, 443, 342	20, 342, 652
特定入所者介護サービス費等給付額	462,589	479, 122	493, 494
高額介護サービス費等給付額	457, 860	474, 308	488,532
高額医療合算介護サービス費等給付額	65,000	67, 199	68, 987
算定対象審査支払手数料	12, 692	13, 122	13, 471
計 (A)	19, 410, 556	20, 477, 093	21, 407, 135

# (3) 地域支援事業費の見込み

単位:千円

	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<u></u>		可加口干皮	13和7千段	17410千皮
/1	訪問型サービス			
	通所型サービス			
	その他生活支援サービス			
	介護予防ケアマネジメント	555, 698	561, 255	566,868
	審査支払手数料			
	高額介護予防サービス費相当事業等			
	一般介護予防事業			
包	括的支援事業及び任意事業			
	包括的支援事業			
	地域包括支援センターの運営			
	在宅医療・介護連携推進事業			
	生活支援体制整備事業	212 700	215 025	210 005
	認知症初期集中支援推進事業	312, 700	315, 827	318, 985
	認知症地域支援・ケア向上事業			
	地域ケア会議推進事業			
	任意事業			
	計 (B)	868, 398	877, 082	885, 853

# (4)標準給付費及び地域支援事業費の見込み(合計)

単位:千円

			<b>単位・</b> 十円
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額(A)	19, 410, 556	20, 477, 093	21, 407, 135
地域支援事業費(B)	868, 398	877, 082	885, 853
合計 (A) + (B)	20, 278, 954	21, 354, 175	22, 292, 988
第9期計画期間中の合計			63, 926, 117

# 4 保険給付の財源

#### (1)保険料負担割合

介護保険給付費は、50%を公費(国、県、市)、50%を保険料で負担します。

第9期計画期間においては、第1号被保険者(65歳以上の人)の負担割合は、 23%になります。

ただし、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)の負担がなく、77%を公費、23%を第1号被保険者の保険料による財源で構成されます。

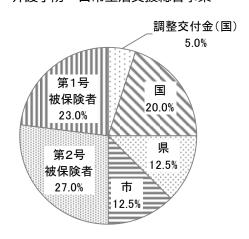
#### ■介護保険の財源構成

居宅給付費 調整交付金(国) 5.0% 第1号 被保険者 23.0% 第2号 被保険者 27.0% 市 12.5%

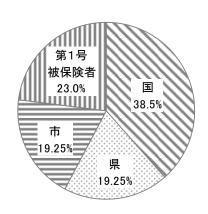
施設等給付費 調整交付金(国) 5.0% 第1号 被保険者 23.0% 県 17.5% 被保険者 27.0% 市

#### ■地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



#### (2)調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち5%(全国平均)は調整交付金として 支出されます。調整交付金は全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられ ており、第1号被保険者における年齢区分別(65歳~74歳、75歳~84歳、85 歳以上)加入割合や所得段階別人数割合によって国からの調整交付金が増減しま す。

年齢の高い区分の高齢者の加入割合が全国平均よりも高い場合は、より多く保険給付を見込む必要があり保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数割合を全国平均と比較し、所得段階が高い人の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本市では、全国平均と比較して年齢の高い区分の高齢者加入割合が全国平均よりも低く、所得の高い人の割合が高いため、交付割合は5%を下回っています。本計画においては、本市の調整交付金の交付割合を3.48%(3か年平均)と推計しており、5%との差である1.52%分は第1号被保険者の負担割合(23%)に加算して負担することになります。

#### (3)介護保険給付費等準備基金

介護保険給付費等準備基金を設けて本計画期間に発生した余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めることとされています。

本計画期間においては、基金残高約10.2億円のうち、物価高騰の影響による突発的な介護報酬改定などに備えた財源を除く9億円を取り崩し、保険料負担の軽減を図ります。

#### (4) 財政安定化基金

保険給付費が計画を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・県・保険者が3分の1ずつ拠出して、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は拠出金を原資に基金へ積み立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸付けを受けた保険者は次の事業計画期間に、返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本市では適切に保険給付費を見込み安定的な介護保険制度運営を図っており、 第8期計画期間において資金不足は生じていないことから、借入れは行っていま せん。

# 5 所得段階の設定

### 第9期介護保険料の所得段階別設定

介護保険法における所得段階は、第6期計画から第8期計画までは9段階が標準となっていましたが、第9期計画からは所得水準に応じてよりきめ細かな保険料の設定を行うため、国の基準(標準所得段階や基準所得額等)が13段階に見直されました。

本市においても、市民の負担能力に応じた多段階化の設定を行っており、第6期以降は11段階としておりましたが、第9期計画では、国の基準を踏まえて13段階とし、各段階の負担割合を見直しました。

第8期(令和3年度~令和5年度)					第9期	(令和6年度~令和8年度)		
所得 段階	対象者		負担 割合	所得 段階		対象者		
	生活保護	活保護受給者			生活保護受給者			
1	<b>人</b> 口铅	・老齢福祉年金受給者 ・公的年金等収入金額+その他 の合計所得金額が80万円以下 の人	0.50	1	<b>休日報</b>	同左	0. 455	
2	住民税 非課税 世帯	公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額が80万円を超え 120万円以下の人	0.67	2	住民税非課税世帯	同左	0.65	
3		公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額が120万円を超え る人	0.75	3		同左	0.69	
4	住民税 課税	公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額が80万円以下の人	0.83	4	住民税 課税	同左	0.90	
5	世帯で 本人 非課税	公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額が80万円を超える 人	1.00	5	世帯で 本人 非課税	同左	1.00	
6		合計所得金額が120万円未満の 人	1.13	6		同左	1. 20	
7		合計所得金額が120万円以上210 万円未満の人	1. 25	7		同左	1.30	
8		合計所得金額が210万円以上320 万円未満の人	1.50	8		同左	1.50	
9	住民税	合計所得金額が320万円以上400 万円未満の人	1. 70	9	住民税本人	合計所得金額が320万円 以上420万円未満の人	1. 70	
10	課税		合計所得金額が400万円以上500 万円未満の人	1.85	10	課税	合計所得金額が420万円 以上520万円未満の人	1. 90
		合計所得金額が500万円以上の 人	2.00	 11		合計所得金額が520万円 以上620万円未満の人	2. 10	
11				12		合計所得金額が620万円 以上720万円未満の人	2. 30	
				13		合計所得金額が720万円以上の人	2. 40	

# 6 第9期保険料の基準額

### (1)保険料基準額の算定

第9期保険料基準額の算定は以下のとおりです。

まず今後3年間の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計(A)に第1号被保険者負担割合(23%)を掛けて第1号被保険者負担分相当額(B)を求めます。次に本来の交付割合(5%)による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(C-D)、財政安定化基金への償還金(E)を足し、基金取崩の額(F)と保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)を引きます。この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額(月額)となります。

単位:千円

項目	金額
標準給付費+地域支援事業費計(A)	63, 926, 117
第1号被保険者負担分相当額(B)=(A)×23%	14, 703, 007
調整交付金相当額(C)	3, 148, 930
調整交付金見込額(D)	2, 194, 452
財政安定化基金償還金(E)	0
介護保険給付費等準備基金取崩額(F)	900,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)	122, 115
保険料収納必要額(H)= (B+C-D+E-F-G)	14, 635, 370

項目	数値
保険料収納必要額(H)	14,635,370 千円
予定保険料収納率(I)	98.2%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)*	197, 242 人
第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準額保険料(月額)(K)=(H÷I÷J÷12か月)	6,297円

<sup>※</sup>第1号被保険者保険料に不足が生じないよう、所得段階ごとに人数と負担割合を乗じた数の合計(数値は3年間) のことです。なお、補正前の被保険者数は、191,060人です。

### (2) 第1号被保険者の所得段階別保険料

13段階に細分化した保険料基準額を基に、所得段階別の介護保険料を設定すると、以下のとおりになります(100円未満は四捨五入)。

所得段階	対象者		負担割合	保険料 年額
	生活保護受給	合者		
第1段階		・老齢福祉年金受給者 ・公的年金等収入金額+その他の合計所 得金額が80万円以下の人	基準額 ×0.455	34,400円 (月額2,865円)
第2段階	住民税  非課税世帯 	公的年金等収入金額+その他の合計所得 金額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.65	49,100円 (月額4,093円)
第3段階		公的年金等収入金額+その他の合計所得 金額が120万円を超える人	基準額 ×0.69	52,100円 (月額4,344円)
第4段階	  住民税  課税世帯で	公的年金等収入金額+その他の合計所得 金額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	68,000円 (月額5,667円)
第5段階(基準段階)	本人非課税	公的年金等収入金額+その他の合計所得 金額が80万円を超える人	基準額 ×1.00	75,600円 (月額6,297円)
第6段階		合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	90,700円 (月額7,556円)
第7段階		合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	98,200円 (月額8,186円)
第8段階		合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	113,300円 (月額9,445円)
第9段階	住民税	合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	128,500円 (月額10,704円)
第10段階	本人課税	合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	143,600円 (月額11,964円)
第11段階		合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	158,700円 (月額13,223円)
第12段階		合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	173,800円 (月額14,483円)
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	181,400円 (月額15,112円)

- ※介護保険料の算定に用いる「合計所得金額」は、税法上の「合計所得金額」に以下を反映させた金額です。
  - ・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除
  - ・給与所得から10万円の控除(第1段階から第5段階のみ)

### (3) 低所得者の第1号保険料の軽減

低所得者の保険料について、令和6年4月から第1~3段階の保険料基準額に 対する負担割合を以下のとおり軽減します。この軽減分については、国が1/2、 県と市がそれぞれ1/4ずつ負担します。

所得段階	負担割合	軽減後負担割合	軽減後保険料 年額
第1段階	基準額×0.455	基準額×0.285	21,500円 (月額 1,794 円)
第2段階	基準額×0.65	基準額×0.45	34,000円 (月額 2,833 円)
第3段階	基準額×0.69	基準額×0.685	51,800円 (月額 4,313 円)

### (4)保険料基準額の推移

第1期計画からの保険料基準額の推移は以下のとおりになります。

#0	甘淮口姑	対前期比		
期	基準月額	増減額	増減率	
第1期(平成12~14年度)	2,512円	_	_	
第2期(平成15~17年度)	3,052円	540 円	21.5%	
第3期(平成18~20年度)	3,750円	698 円	22.9%	
第4期(平成21~23年度)	3,408円	▲342 円	▲9.1%	
第5期(平成24~26年度)	4,594円	1, 186 円	34.8%	
第6期(平成27~29年度)	4,594円	0円	0.0%	
第7期(平成30~令和2年度)	4,888円	294 円	6.4%	
第8期(令和3~5年度)	5,603円	715 円	14.6%	
第9期(令和6~8年度)	6,297円	694 円	12.4%	